

田子町新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年6月4日

★町から新型コロナウイルス 感染防止策のお願い★

内容：注意体制の中で、緊急事態宣言が解除されましたので、今後の私たちの行動や対応をお願いするものです。

1. 国の動きは

- ・ 緊急事態宣言 5月25日、全国を解除
- ・ 解除後の外出自粛

時期	県をまたぐ移動等
ステップ0 (5月25日～31日)	不要不急の県をまたぐ移動は避ける。 (これまでと同じ)
ステップ1 (6月1日～18日)	一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道 との間の不要不急の県をまたぐ移動は 慎重に 。
ステップ2 (6月19日以降)	外出自粛の解除

※ 緊急事態宣言が全国で解除され、外出自粛等が緩和されていく中で、私たちは、どのような行動（対応）をすればよいのか？

2. 注意体制の中で私たちの行動は？

- ◆感染が確認されている地域への不要不急の移動は控える。
- ◆買い物、外食等、出かける場合は、感染防止策を徹底する。
- ◆会議、冠婚葬祭等の集まりは、少人数で短時間での実施を意識する。

※注意体制の中で、今後、外出自粛など徐々に規制が緩和されてきますが、私たちは感染防止策の徹底を、これまでと同様に継続する必要があります。

3. 新しい生活様式の定着

感染防止策の徹底を、これからの新しい生活様式として定着させ、社会経済活動との両立を旨とします。

【新しい生活様式】

- ▶ 密閉・密集・密接の「三密状態」を避ける
- ▶ 外出の際、人混みを避け、人との適切な距離を保つ
- ▶ 会議・会合等は、短時間で定期的な換気を実施する
- ▶ マスクの着用、手洗い、消毒、咳エチケット等を徹底する
- ▶ 自分自身の検温など、健康観察の実施する

大切な人を守り、家族を守り、ご自身を守るために皆で力を合わせ、心一つに頑張りましょう！！

1. 田子町に持ち込まない、持ち込ませない
2. 子どもと高齢者を守る

田子町新型コロナウイルス感染症対策本部

コールセンター **0179-20-7100**

役場地域包括支援課 8:15~17:00